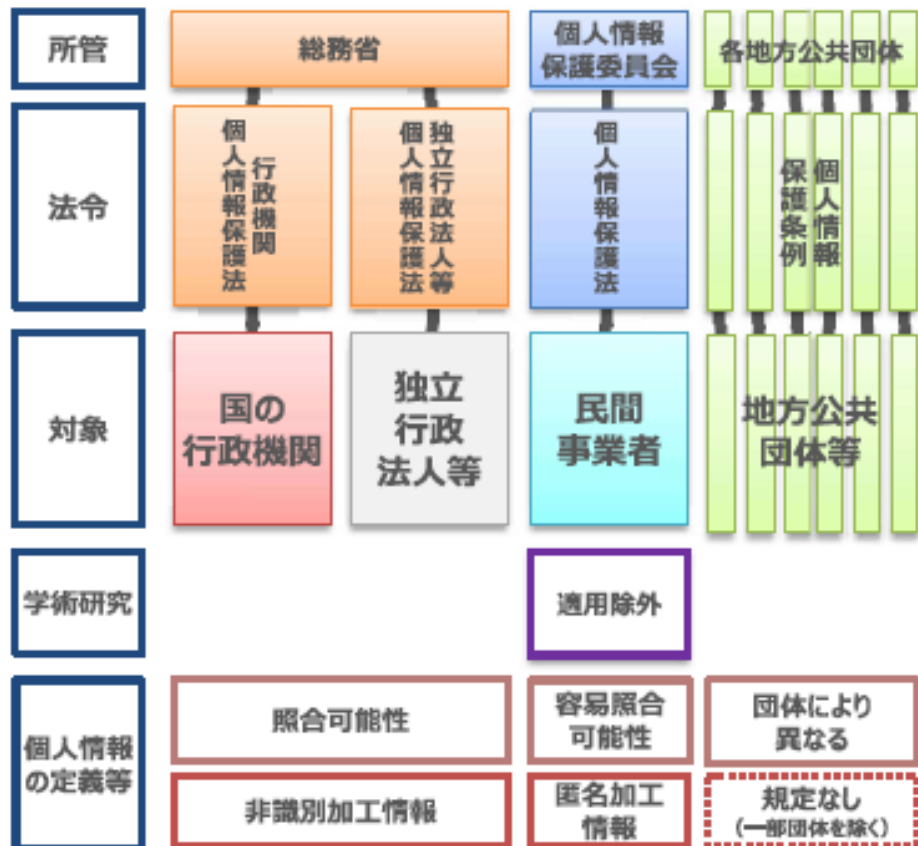


令和3年5月に公布されたデジタル社会形成整備法により、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律（以下「法」という。）において全国的なルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化することとなります。

## 【現行】



## 【見直し後】



法が北本市に直接適用されることとなるため、現在の個人情報保護条例を廃止し、新たに法から委任された事項等を規定する条例を制定します。根拠が市の条例から法律に、制度の所管が市から国の個人情報保護委員会に移ることとなりますが、市民の方が行う手続きや実施機関に係る責務・罰則などに大きな変更点はありません。今後は、法の規定に基づき個人情報の保護を適正に行っていくほか、その運用については国が示すガイドライン等に基づき行うこととなります。